

議案第1号

いくの地域自治協議会規約の制定について

いくの地域自治協議会規約を別紙のとおり定めたいので、承認を求めます。

平成20年6月28日提出

生野小学校区地域自治協議会設立準備会
会 長 上 田 繁

いくの地域自治協議会規約（案）

（目的）

第 1 条 本会は、「自考・自行、共助・共創」の精神をもって、住民自らが地域の将来像を考え、その実現に向けて行動することによって、住み良い地域を形成していくことを目的とする。

（名称）

第 2 条 本会は、いくの地域自治協議会（以下「協議会」という。）という。

（事務所の位置）

第 3 条 協議会の事務所を朝来市生野町口銀谷 5 9 4 番地 6 に置く。

（活動範囲）

第 4 条 協議会の活動範囲は、朝来市生野町大字円山、口銀谷、真弓、川尻、栃原地内（以下「いくの地域」という）とする。ただし、他の協議会などと協力、連携して活動する場合はこの限りではない。

（事業）

第 5 条 協議会は第 1 条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- （1） 地域まちづくり計画の策定に関すること。
- （2） 地域住民の交流・親睦及び生涯学習等に関すること。
- （3） 地域活性化に関すること。
- （4） 健康・福祉に関すること。
- （5） 生活環境の保全に関すること。
- （6） 地域の防災・防火及び防犯に関すること。
- （7） 自治会活動との連携に関すること。
- （8） 県民交流広場事業に関すること。
- （9） その他目的達成のために必要な活動に関すること。

（会員）

第 6 条 協議会の会員は次に掲げるとおりとする。

- （1） いくの地域に居住する住民
- （2） いくの地域で活動する自治会、団体
- （3） いくの地域に所在する事業所
- （4） その他、会長が必要と認める者

(役員)

第 7 条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|--------|
| (1) 会長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 2 名 |
| (3) 事務局長 | 1 名 |
| (4) 理事 | 22 名以内 |
| (5) 監事 | 2 名 |

2 会長、副会長、事務局長及び監事は、総会において選出する。

3 理事は、区長、各部長及び各部会が推薦する者をもってあてる。

(役員の仕事)

第 8 条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代行する。
- (3) 事務局長は、協議会事務及び事務局を総括する。
- (4) 理事は、協議会の運営を補佐する。
- (5) 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。

(役員の仕事)

第 9 条 役員の仕事は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選出された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、運営委員会、事業部会、特別部会及び広報委員会とする。

2 協議会の会議等は、すべて公開を原則とし、事業計画、事業報告、予算及び決算についても広く地域住民に周知するものとする。

(総会)

第11条 総会は第6条に規定する会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要であると認めた場合、または、第6条第1号会員の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。

3 総会は会長が招集する。

4 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。

5 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数となったときは議長の決するところによる。

- 6 総会は次の事項を決定する。
 - (1) 地域まちづくり計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 会長、副会長、事務局長及び監事の選出に関すること。
 - (4) 協議会の事業計画、予算、決算に関すること。
 - (5) その他、重要事項に関すること。

(運営委員会)

第12条 運営委員会は、総会に諮るべき事項及び協議会の運営に関する事項を審議決定する。

- 2 運営委員会は会長、副会長、事務局長及び理事により構成する。
- 3 運営委員会は、会長が招集する。
- 4 会長は、運営委員会の議長となる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(事業部会)

第13条 総会及び運営委員会で決定された方針に基づき施策を実施するため、協議会に次の事業部会(以下、「部会」という)を置く。

- (1) あんしん部会
 - (2) まなび部会
 - (3) ふくし部会
 - (4) いきいき部会
- 2 部会員は、第6条に規定する会員より構成する。
 - 3 部会には、部会長及び副部会長を置く。
 - 4 部会長及び副部会長は部会員の中から選出する。
 - 5 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
 - 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故あるときは、その職務を代行する。
 - 7 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(特別部会)

第14条 協議会に必要な場合は、運営委員会の同意を得て特別部会を置くことができる。

(事務局)

第15条 協議会の事務及び会計事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長及び事務局員(会計兼務)を置く。

- 3 事務局長は、会務及び会計を掌握する。
- 4 事務局員は、運営委員会の同意を得て、会長が任命する。
- 5 事務局員は、事務局長を補佐し、協議会の事務及び会計事務を処理する。

(広報委員会)

第16条 協議会の活動内容を地域住民に広く周知し、市民の協議会への協力並びに参画を促進するとともに、地域外へ地域情報を発信するため、広報委員会を置く。

- 2 広報委員会は、各部会より選出された部会員、運営委員会の理事1名及び事務局をもって構成する。
- 3 委員長、副委員長は広報委員会委員の中から選出する。
- 4 委員長は、広報委員会を代表し会務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるときは、その職務を代行する。

(会計)

第17条 協議会の運営等に関する経費は、会費、交付金、助成金、委託料及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会費は、運営委員会で決定し、総会で承認を得た額とする。
- 3 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は会長が運営委員会に諮り、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成20年6月28日から施行する。

(会計年度)

- 2 平成20年度に限り、会計年度は施行の日から翌年の3月31日までとする。